

改正民法が建築士業務に与える 影響等に関する説明会

DVD講習

この度、民法が120年ぶりに改正され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。この改正では、

- ① 約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する。
- ② 現在の裁判や取引の業務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取り易くする改正を行っております。

建築業界にも影響があり、次の4点が重要となります。

1. 「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること
2. 「契約不適合」の効果（追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権）
3. 消滅時効等の期間制限
4. 建築物請負契約の解除

この度、愛媛県建築士会では、日本建築士会連合会が作成したDVDを利用し、標記説明会を実施することとしました。非常に重要な内容となりますので、ぜひ受講されますようお願いいたします。

- 開催日時
- ① 令和元年12月12日（木）9:30~12:00（受付9:00~）
 - ② 令和元年12月12日（木）14:00~16:30（受付13:30~）
- ※①、②同じ内容です。

会場 愛媛県建築士会館 1階 会議室（松山市二番町4-1-5）

受講料 士会会員 2,000円 / 一般 3,000円（テキスト代含む）

※※受講料は当日徴収いたします※※

- 受講科目
1. 民法改正について（50分） 講師 大森有理（弁護士：大森法律事務所）
 2. 民法改正が工事請負契約に与える影響（60分）
講師 後藤伸一（明治大学大学院客員教授：ゴウ総合計画）
 3. 改正民法が設計管理契約に与える影響（26分）
講師 川崎修一（川崎建築設計事務所）

募集人員 各20名（定員になり次第締め切ります）

申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、ファックスにてお申し込みください。

受講希望時間	午前 / 午後	CPD番号	
氏名		会員区分	会員 / 一般
FAX		TEL	

送付先 → (公社) 愛媛県建築士会 FAX 089-948-0061

事務局使用欄

お申込みありがとうございました。お申込み番号は

この用紙が受講券となりますので、
当日必ず受付に提出してください。

午前の部

午後の部

番です。